

# チコ労務管理事務所通信

## 年金制度改正法の概要

年金制度改正法（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律）が5月29日、第201回通常国会において成立しました。主な改正内容を紹介いたします。

### ◆被用者保険の適用拡大（2022年10月～）

短時間労働者（週の労働時間が通常の労働者の3/4以上）を厚生年金保険、健康保険の被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件が段階的に引き下げられます（現在は500人超→2022年10月100人超→2024年10月50人超）。

### ◆在職中の年金受給の在り方の見直し（2022年4月施行）

- ① 在職中の老齢厚生年金受給者65歳以上の方については、現状は老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職時・70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定していますが、退職を待たずに早期に年金額に反映します。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円に引き上げます。

### ◆受給開始時期の選択枝の拡大（2022年4月施行）

現在、60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択枝を、60歳から75歳の間拡大します。

### ◆確定拠出年金の加入可能要件の見直し等（2022年4月施行）

- ① 確定拠出年金（DC）の加入可能年齢の引上げ
  - ・企業型DC：現行65歳未満→厚生年金被保険者（70歳未満）に改正
  - ・個人型DC（iDeCo）：現行、国民年金被保険者の資格を有し、かつ60歳未満→国民年金被保険者に



### 改正

#### ② 確定拠出年金（DC）の受給開始時期の選択枝の拡大

現行は60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できますが、公的年金の受給開始時期の選択枝の拡大に合わせて、上限年齢を75歳に引き上げます。

### ◆その他の改正

国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え（2022年4月）、未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加（2021年4月）、短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ（2021年4月）などが予定されています。

## ひとり親控除、寡婦（夫）控除の見直しは令和2年分の年末調整から

令和2年度税制改正により、未婚のひとり親と、婚姻歴のあるひとり親との間にある税制上の格差が解消され、また、寡婦（夫）控除における男女差が見直されました。ひとり親であれば、未婚・離婚・死別、性別にかかわらず、「ひとり親控除」が適用されます。

この改正は、令和2年分以後の年末調整および確定

申告において適用されます。また、月々の源泉徴収においては、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等および公的年金等について適用されます。個人住民税については、令和3年度分以後について適用されます。

#### ◆改正の概要

① 未婚のひとり親に対する税制上の措置  
イ 居住者がひとり親（現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。）である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から35万円（住民税は30万円）を控除することとされました。

- a その者と生計を一にする一定の子を有すること。
- b 合計所得金額が500万円以下であること。
- c その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。

ロ 上記イのひとり親控除は、給与等および公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとされました。

② 寡婦（夫）控除の見直し

寡婦の要件について次の見直しを行った上で、寡婦（夫）控除をひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組することとされました（控除額は所得税27万円、住民税26万円）。

イ 扶養親族を有する寡婦についても、上記①イbの要件が追加されました。

ロ 上記①イcの要件が追加されました。

また、寡婦控除の特例（いわゆる「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特別加算）を廃止することとされました。

#### ◆改正後の「寡婦」

「寡婦」とは、次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいいます。

① 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

- イ 扶養親族を有すること。
- ロ 合計所得金額が500万円以下であること。
- ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

② 夫と死別した後婚姻をしていない者または夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

- イ 合計所得金額が500万円以下であること。
- ロ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

## 中小企業の働き方改革関連法の 認知度・準備状況は？

### ◆中小企業への適用が次々に始まる働き方改革関連法の施策

働き方改革関連法の施策の中で、今年の4月からは、「時間外労働の上限規制」の中小企業への適用が始まりました。今年は新型コロナウイルスの影響により、様々な法改正情報を目や耳にする機会が減ってしまった印象ですが、働き方改革の大きなテーマの1つである「同一労働同一賃金」も来年の4月から適用が始まりますので、今から準備が必要になります。

### ◆来年4月から中小企業にも適用される「同一労働同一賃金」

来年4月から中小企業にも適用される「同一労働同一賃金」ですが、本調査によると、まだ25.7%の企業が、認知が十分ではないと回答しています。従業員規模50人以下の企業では、32.9%が施行時期を「知らない」と回答しており、内容だけでなく施行時期の周知も求められるところです。

また、「対象になりそうな非正規社員がいる」との回答は23.4%でしたが、そのうち「対応の目途がついている企業」の割合は46.7%にとどまっています。中小企業への施行まで1年を切る中、まだ半数の企業は対応ができていないことがわかります。

### ◆なるべく早めの検討・取組みを

本調査によれば、「同一労働同一賃金」について講じた対応策や対応予定の方策としては、「非正規社員の給与等の処遇改善」（47.5%）、「賃金・人事制度の構築・見直し」（36.4%）、「正規／非正規の業務内容・配置の見直し」（35.8%）、「非正規社員の正社員化」（27.1%）が挙がっています。どのような対応をとるにせよ、ある程度の準備期間が必要になりますので、未対応の企業は、早めの検討・取組みが必要になります。

【日本・東京商工会議所「人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査」】

[https://www.jcci.or.jp/download/2020\\_hitodebusoku.pdf](https://www.jcci.or.jp/download/2020_hitodebusoku.pdf)

### 人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは… チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢 4-19-3  
電話：03-3625-2927 FAX：03-6751-8185